

津山市条例第28号

平成23年12月20日

津山市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

津山市長 宮地昭範

### 津山市犯罪被害者等支援条例

#### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、市並びに市民及び事業者（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、その基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族であって、市内に住所を有する者及び市内に勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。

関係機関等 国、県、警察その他の関係行政機関並びに犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間の団体をいう。

#### (犯罪被害者等の支援に関する基本原則)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被った心身の苦痛の軽減又は生活上の不利益等の回復に資するものであって、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく適切に行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、市及び関係機関等の適切な役割分担を踏まえ、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、

適宜，連携，情報交換等を図って行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は，前条に規定する基本原則に従い，犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は，犯罪被害者等の権利を尊重し，その名誉又は生活の平穩を害することのないよう配慮しなければならない。

2 市民等は，市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し，これに協力するよう努めなければならない。

（相談及び情報の提供等）

第6条 市は，犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため，犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ，必要な情報の提供及び助言を行うとともに，犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な支援を行うものとする。

2 市は，前項の支援を行うための総合窓口を設置する。

3 市は，前項の窓口の設置及び運用に当たっては，犯罪被害者等の利便を確保するとともに，犯罪被害者等の秘密及び名誉の保持並びに安全の確保に配慮しなければならない。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第7条 市は，犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復し，家事，育児等の日常生活を円滑に営むことができるようにするため，適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（住居のあっせん等）

第8条 市は，犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため，住居のあっせん等必要な支援を行うものとする。

（雇用の安定）

第9条 市は，犯罪被害者等の雇用の安定を図るため，事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及びその支援について理解を深めるための機会を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

（市民等の理解の増進）

第10条 市は，犯罪被害者等の置かれている状況及びその支援の重要性につ

いて市民等の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第12条 市は、犯罪被害者等が受けた被害が自らの行為に起因したものである場合、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合等であって、支援を行うことが社会通念上適切でないとき認めるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。